

○千葉市若葉区選挙管理委員会規程

〔平成4年5月13日
若葉区選管告示第4号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第194条の規定に基づき、千葉市若葉区の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人をさだめる。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

(委員長の臨時職務代理者)

第3条 前条の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行うものがないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第5条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の職務代理者の指定)

第6条 委員長は、法第187条第3項の規定により、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長の職務代理者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならぬ。

2 委員長は、委員長の職務を代理する委員が欠けたときは、速やかにこれを指定しなければならない。

(退職の手続き)

第7条 委員長が退職しようとするときは、委員長の職務代理者にその旨を文書で届け出なければならない。

2 委員及び補充員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出な

ければならない。

(委員の欠格事項に関する届出)

第8条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに、その旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の氏名等の告示)

第9条 委員長若しくは委員が退職したとき、委員長が選挙されたとき又は委員の欠員を補充したときは、直ちに、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第3章 会議

(定例会及び臨時会)

第10条 委員会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき又は委員から請求があったときに開催する。

(臨時会開催の請求)

第11条 委員が前条第3項に規定する臨時会の請求をするときは、会議の日時、案件及びその理由を付した文書により、委員長に請求しなければならない。

(委員会の招集)

第12条 委員会の招集は、委員長の委員に対する通知により、これを行う。

2 前項の通知には、召集の日時、場所及び議題を付記した文書により行わなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

3 委員の改選後、最初に行われる委員会の招集は、年長の委員がこれを行う。

(欠席の届出)

第13条 委員長又は委員が委員会に出席できないときは、委員長にあっては委員長職務代理者に、委員にあっては委員長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第14条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第15条 委員長は、書記をして会議録を調製させ、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長及び出席委員が署名しなければならない。

(会議の傍聴)

第15条の2 会議の傍聴を希望する者で、委員長が認めるものは、会議を傍聴することができる。ただし、次の各号に掲げる事項は、傍聴することができない。

(1) 個人情報等法令又は条例により会議の公開又は情報の開示をすることができないものを含む事項

(2) 会議を公開することにより選挙の執行に影響を及ぼすおそれのある事項

(3) 前各号に定めるもののほか、委員長が特に必要と認めた事項

2 傍聴の手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事の手続)

第16条 本章に規定するもののほか、委員会の議事については市議会の会議の例による。

第4章 委員長の職務権限

(委員長の担任事務)

第17条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

(1) 委員会の運営に関すること。

(2) 委員会に議案を提出すること。

(3) 委員会の議決を執行すること。

(4) 職員の任免、給与及び服務に関する事。

(5) 前4号に掲げるもののほか、委員会の事務に関する事。

(委員長の専決処分)

第18条 委員会の権限に属する事項のうち軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長においてこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

(市委員会との協議)

第19条 委員長は、特に重要又は異例と認められる事項については、千葉市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）と事前協議するものとする。

(市委員会への報告)

第20条 委員長は、次の各号に掲げる事項については速やかに市委員会に報告しなければならない。

(1) 委員会規程の制定及び改廃

(2) 委員及び補充員並びに事務局職員の異動

(3) 委員会の会議の結果で、委員会が必要と認める事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市委員会が必要と認める事項

第5章 事務局等

(書記長等)

第21条 法第252条の20第5項において準用する法第191条第1項(次項において単に「法第191条第1項」という。)の規定により委員会に置かれる書記長(以下「書記長」という。)及び書記(以下「書記」という。)は、書記長にあっては副区長(副区長が欠員の場合は区役所参事とし、区役所参事が置かれていない場合又は欠員の場合は区長とする。)をもって、書記にあっては区役所地域振興課(以下「地域振興課」という。)の職員をもって充てる。

(事務局の設置)

第22条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

(事務局の組織及び事務分掌)

第23条 事務局に選挙課を置く。

2 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 委員会及び諸会議の運営
- (2) 文書の収受、発送及び保存に関すること
- (3) 公印及び公告式に関すること
- (4) 局の経理に関すること
- (5) 物品の出納・保管に関すること
- (6) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調整及び保管に関すること
- (7) 投票区の増設及び変更に関すること
- (8) 選挙の執行に関すること
- (9) 直接選挙に関すること
- (10) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること
- (11) 檢察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること
- (12) 諸証明に関すること
- (13) 選挙の啓発に関すること
- (14) 明るい選挙推進協議会に関すること
- (15) 選挙の諸統計に関すること
- (16) 国民投票に関すること
- (17) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること
- (18) 土地改良区総代選挙に関すること
- (19) 選挙制度の調査及び研究に関すること
- (20) その他の庶務に関すること

(事務局長等)

第24条 事務局に事務局長を置き、書記長をもってこれに充てる。

2 事務局の課に課長、課長補佐、主査及び主事を置く。

3 前項に定めるもののほか、必要があるときは、課に総括主幹、主幹、主査補、副主査、主任主事、主任技師及び技師を置くことができる。

(職責)

第25条 事務局長は、委員長の命を受け、委員会に属する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長に事故があるときは、その職務を所管する課長がその職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。

5 前4項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

(担任事務)

第26条 前条第5項に定める職員の担任事務は課長が定める。

(事務局長等の専決事項)

第27条 事務局長は、軽易な事項の報告、照会、回答及び資料収集に関する事項を専決することができる。

2 次の各号に掲げる事項は、課長において専決することができる。

(1) 職員の休暇、欠勤その他服務に関すること。

(2) 職員（課長の指定する者が専決できる職員を除く。）の旅行命令及び復命の受理に関すること。

(3) 前号に定める職員の時間外勤務、休日勤務等の命令に関すること。

3 次の各号に掲げる事項は、課長の指定する者において専決することができる。

(1) 所属職員の在勤地内（県内及び東京都内を含む。）の旅行命令及びその復命の受理に関すること。

(2) 所属職員の時間外勤務、休日勤務等の命令に関すること。

4 事務局長が不在のときは、課長が事務局長専決事項を、課長が不在のときは、課長補佐が課長専決事項を代決することができる。

5 前項の場合においては、課長及び課長補佐は、代決した事項を速やかに専決者に報告しなければならない。

(職員の服務等)

第28条 本章に規定するもののほか、職員の服務、任用、給与、事務処理等については、市長事務部局の例による。

(参与等)

第29条 委員会に参与及び副参与をおく。

2 参与には区長の職にある者をもって充て、副参与には区役所の参事、保健福祉センター所長、市民課長、保険年金課長、高齢障害支援課長、高齢障害支援課介護保険室長、こども家庭課長、社会援護第一課長、社会援護第二課長及び健康課長の職にある者（これらが置かれていない場合又は欠員の場合を除く。）をもって

充てる。

- 3 参与及び副参与は、委員会の求めに応じ、委員会に属する重要な事項に参画する。

第6章 文書の処理

(文書の決裁等)

第30条 起案文書は、第27条に規定するものを除き、すべて委員長の決裁を受けなければならない。

第7章 告示及び公印

(告示)

第31条 委員会及び委員長の告示は、千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）の定めるところによる。

(公印)

第32条 公印の名称及び書体、ひな型は、別表のとおりとする。

(公印の取扱い)

第33条 公印の押捺を要する文書について、委員会が印影の印刷により、公印の押捺に代えることが適當と認めた場合は、その公印の印影を当該公文書に印刷して公印の押捺に代えることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、千葉市公印規則（昭和45年千葉市規則第35号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日若葉区選管告示第12号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月16日若葉区選管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月1日若葉区選管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年8月1日若葉区選管規程第2号)

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日若葉区選管規程第1号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年 4 月 1 日若葉区選管規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 4 月 26 日若葉区選管告示第 15 号)

この規程は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 22 日若葉区選管告示第 37 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 1 月 22 日若葉区選管告示第 1 号)

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 22 日若葉区選管告示第 4 号)

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 8 月 19 日若葉区選管告示第 14 号)

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 12 日若葉区選管告示第 6 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 3 日若葉区選管告示第 17 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 5 月 18 日若葉区選管告示第 22 号)

この規程は、平成 22 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 3 日若葉区選管告示第 43 号)

この規程は、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日若葉区選管告示第 17 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日若葉区選管告示第 3 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日若葉区選管告示第 17 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

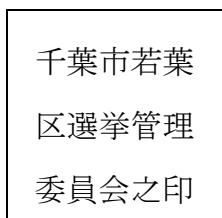
別表

名 称	ひな型	寸 法 ミリメ ートル	書 体	使 用 範 囲	個 数	管 守 者
千葉市若葉区選挙 管理委員会之印	1	方 24	てん書	委員会名を もつてする 文書	1	事務局長

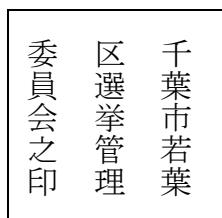
千葉市若葉区選挙管理委員会之印	2	方 24	てん書	委員会名をもってする文書	1	
千葉市若葉区選挙管理委員会委員長之印	3	方 24	てん書	委員長名をもってする文書	1	
千葉市若葉区選挙管理委員会委員長之印	4	方 24	てん書	委員長名をもってする文書	1	
千葉市若葉区選挙管理委員会事務局長之印	5	方 24	てん書	事務局長名をもってする文書	1	
千葉市若葉区選挙管理委員会事務局長之印	6	方 24	てん書	事務局長名をもってする文書	1	

ひな型

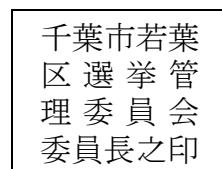
1



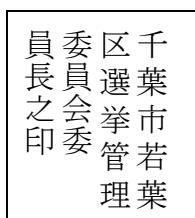
2



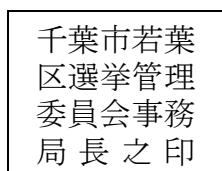
3



4



5



6

